

営繕事業における働き方改革の取組について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 計画調整係長 かなつじ けんたろう 金辻 賢太郎

1. はじめに

インフラ整備の担い手，地域の守り手である建設業は現在，就業者数の減少，高齢化の進行などの影響を受けており，魅力ある産業として担い手を確保し，その役割を果たしつつ持続的に発展していくためには，働き方改革の推進が必要です。

令和6年4月より，建設業において時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されたことなどから，さらなる働き方改革の推進，就業者への処遇改善，生産性の向上が急務となっています。

本稿では，国土交通省の営繕事業において実施している働き方改革の実現に向けた取組について，週休2日促進工事およびその実施状況を中心に紹介します。

2. 営繕事業における働き方改革の取組

国土交通省の営繕事業において，かねてより，業界団体の意見を踏まえつつ，発注者の立場から建設現場の働き方改革を後押しする施策として，「適正な工期設定・施工時期等の平準化」，「必要経費へのしわ寄せ防止の徹底」，「生産性向上」に係る各種取組をパッケージ化して推進しています

(図-1)。

加えて，都道府県・政令市67団体の営繕行政担当課長等により構成される「全国営繕主管課長会議」や，中央省庁の営繕担当課長による「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」等を通じて，公共建築の工事および設計業務の発注者へ周知することにより，これらの取組の普及促進に努めています。

また，建設業に時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ，従前の取組に加え，令和6年度より次の内容を新しく実施しています。

① 月単位の週休2日の確保

従前からの取組である工期全体をならしでの「通期の週休2日」の確保を必須とした上で，工期内の各月単位においても4週8休達成に取り組む「月単位の週休2日」の確保を行う。

② 猛暑を考慮した工期設定

過去5年の工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温，湿度，日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間をもとに算出する「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定する。

③ 現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)

営繕工事および設計業務等を対象に，土日・深

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進	
適正な工期設定・施工時期等の平準化	
適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用
必要経費へのしわ寄せ防止の徹底	
予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
生産性向上	
ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書を作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

図-1 営繕事業における働き方改革の取組（令和6年度）

夜勤務等を抑制するため、次の取組を設定するなど、現場環境改善に努める。

- ・ 依頼日、時間および期限
- ・ 会議・打合せ
- ・ 業務時間外の連絡

④ 工事関係書類作成の一層の効率化

工事名称など共通するデータを基本データシートに入力すれば、複数書類に自動で反映される「工事関係書類データ入力シート」について、分かりやすく取りまとめた手引きやQ & Aとともに、国土交通省のホームページに公開し、工事受注者がダウンロードして広く活用できるようにしている。

3. 営繕工事における週休2日促進工事の取組

(1) 令和5年度以前の取組概要

平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する直轄営繕工事から、週休2日の達成状況に応じ

て労務費の補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を実施しています。

令和5年度以前発注の工事においては、工事着手日から工事完成日までの期間全体を通して、現場閉所*1等の状況を確認し、それに応じた補正係数により労務費の補正を行っています。

発注方式としては、通期の週休2日に取り組むことを発注者が指定する「発注者指定方式」または受注者が工事着手前に発注者に対して通期の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式で実施していました。令和3年度からは新築工事、令和4年度からは大規模な改修工事において原則発注者指定方式として発注する工事の範囲を拡大しており、令和5年度からは、原則全工事を発注者指定方式にて発注しています。

いずれの方式においても4週8休以上の現場閉所を行うことを前提に労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成することとしています。現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合においては、発注者指定方式では労務費補正分の全

表-1 達成状況に応じた労務費の補正係数

現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
① 4週8休以上（現場閉所〔現場休息〕率28.5%〔8/28日〕以上）	1.05
② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所〔現場休息〕率25%〔7/28日〕以上28.5%未満）	1.03
③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所〔現場休息〕率21.4%〔6/28日〕以上25%未満）	1.01

額を減額変更し、受注者希望方式では達成状況に応じた補正係数（表-1）を考慮して労務費の減額変更を行うこととしています*2。

(2) 令和5年度における週休2日促進工事の取組状況

週休2日促進工事では、週休2日の達成状況等のモニタリングを実施することとしています。週休2日に取り組む工事における4週8休の達成状況の確認、受発注者へのアンケート調査等を行い、週休2日達成の阻害要因の把握やその改善方針の検討を進めています。

① 週休2日の達成状況

令和5年度に完成した対象工事128件のうち、126件（98.4%）で4週8休を達成し、前年度（97.1%）と比べ1.3ポイント増加しました。また、4週8休を達成できなかった2件では4週6休を達成しました（図-2）。

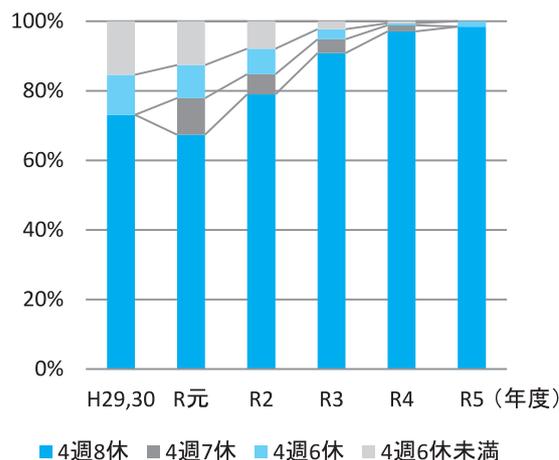


図-2 週休2日（4週8休）達成率の推移

② 週休2日の達成・未達成の要因

アンケート調査は、工事完了時に調査票を現場代理人等に配布し行っており、4週8休を達成できた要因とできなかった要因について、複数回答可能な形式で選択肢の中から当てはまる理由を選択してもらいました。アンケート結果は次のとおりです。

1) 4週8休を達成できた要因

4週8休を達成できた要因の回答として、「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が81件と最も多く、続いて「適正な工期設定がなされたため」が74件となっています（図-3）。

（達成できた要因の具体的内容）

- ・ ASPの活用により工事書類の提出・監督職員指摘事項への確認対応等が円滑に進んだ
- ・ 十分な製作期間と施工時間、施設管理官署の協力を得られた

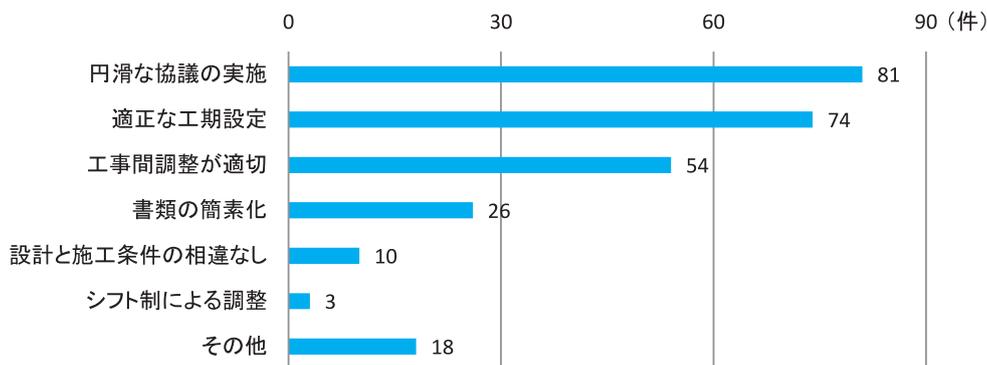


図-3 4週8休を達成できた要因

2) 4週8休を達成できなかった要因

4週8休を達成できなかった主な要因として、「職人の確保が困難であったため」という回答がありました。具体的には、「作業員の病休があった」、「特定の職種に必要な人数の職人が確保できなかった」といった理由となりました。

(3) 今後の取組について

アンケート結果を踏まえ、受発注者間での円滑な協議の実施や適正な工期の設定等に、引き続き努めていきます。

さらに、令和6年4月1日以降に入札手続きを開始する国土交通省の営繕工事については、時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、「月単位の週休2日」の確保の促進に取り組むこととしており、さらなる働き方改革に向けた取組を推進していきます。

4. 公共建築相談窓口

国土交通省では、本稿で紹介した営繕事業における働き方改革に関する取組を含め、設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用といった公共建築工事に関する技術的な相談を受け付けるための窓口を、本省官庁営繕部のほか、全国の地方整備局および営繕事務所に設置しています。

令和5年度においては、全国で合計2,779件の相談に対し技術的な支援を行いました（令和4年

度から675件増）。相談者は、国が28%、地方公共団体が42%、独立行政法人等が4%となっており、公共発注機関が全体の74%を占めていました。

相談内容としては、積算に関する質問が多く、全体の45%程度であり、具体的には共通費や本稿で紹介した週休2日に関する質問が令和4年度に比べ増加しました。

これらの相談に対する技術支援を通じて、官庁営繕事業における働き方改革の公共発注者への普及促進にもつながっています。

5. おわりに

本稿では、国土交通省の営繕事業において実施している働き方改革の実現に向けた取組について、週休2日促進工事を中心に紹介しました。

引き続き、取組結果の分析、関係団体等との意見交換、最新技術の導入等を通じて、営繕事業における働き方改革を推進していきます。また、公共建築相談窓口では、今後も公共建築に係るさまざまな内容について回答しますので、お気軽にご相談ください。

※1 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、分離発注工事において、各工事単位で現場作業がない日（「現場休息」）を含む。

※2 令和2年3月以前に入札手続きを開始した受注者希望方式の工事については、工事完了後に労務費の補正を行うこととしていました。